

令和6年7月17日

給食費の設定誤り等に関するお知らせとお詫び

この度、障害者支援センター多機能型事業所において、相模原市立障害者支援センター条例（以下「条例」という。）に定められた給食費の利用料金を令和6年4月および5月分は1食あたり20円超過して徴収していたことが、相模原市からの指摘により判明いたしました。

1. 概要

条例上、食事の提供に要する費用に相当する額として1食につき650円とすることが規定されているところ、食材費等の高騰を受け、令和6年4月分からその額を超える670円を給食費として誤って設定し、徴収しておりました。

2. 現在の状況と対応について

令和6年4月および5月分の利用料金は既に徴収済みであり、6月分の利用料金はこれから徴収の手続きを行う予定です。4月にさかのぼり、条例に基づく適正な料金に修正し、差額につきましては手続きが整い次第、ご返金させていただきます。

この度は、給食費の設定誤り等について、深くお詫び申し上げますとともに、利用者の皆様には多大なるご迷惑をおかけしましたことを重ねてお詫び申し上げます。

今後は、再発防止に向け、条例をはじめとした関係法令についての理解を深め、条例等に則った運営を徹底してまいります。

なお、給食の内容につきましては、法人の責任の下、これまでと同等のものを提供してまいります。引き続き、よろしくお願いいたします。

社会福祉法人相模原市社会福祉事業団
理事長 武石 宣子